

はじめに

盛夏の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
早期の都市計画決定を目指し、今年度も権利者の皆様と共に、
事務局・総合コーディネーター・事業協力者・行政が一体となって、
事業を進めて行きたいと思っております。
引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願い致します！



5/25（土）平成 25 年度通常総会を開催しました！

5 月 25 日 小金井市役所第 2 庁舎 8 階にて、
平成 25 年度通常総会が開催されました。
41 名の組合員・関係者の皆様にご出席頂きました。
（組合員の出席者は委任状による出席者も含む）
お忙しい中ご出席頂き誠にありがとうございました。
通常総会では以下の議案が審議され、議案については全て承認されました。



【平成 25 年度通常総会 議案】

- ◇第 1 号議案：平成 24 年度 事業報告について
- ◇第 2 号議案：平成 24 年度 収支決算について
- ◇第 3 号議案：平成 25 年度 事業計画について
- ◇第 4 号議案：平成 25 年度 収支予算について

（平成 25 年度通常総会の様子）



再開発に関するQ&Aその1（市街地再開発事業について）

《今後、再開発に関する Q&A や豆知識を掲載していく予定です！》

Q1. 再開発事業ってなあに？

A. 都市再開発法に基づき、中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設整備の遅れている地区の再整備を行うことにより、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業です！

Q2. 再開発事業にはどんな種類があるの？

A. 再開発事業には第一種市街地再開発事業と第二種市街地再開発事業があります。

第一種市街地再開発事業・・・その地区の土地や建物の権利を、一連の手続きにより、新しい建物およびその敷地に関する権利に変換する「権利変換」という方法です。全国で行われている再開発事業の多くはこの手法を用いています。

第二種市街地再開発事業・・・その地区の土地や権利を施行者が買収し、買収された人が希望すれば、新しい建物およびその敷地に関する権利が与えられる「管理処分」という方法です。

当地区は「第一種市街地再開発事業」の予定です。

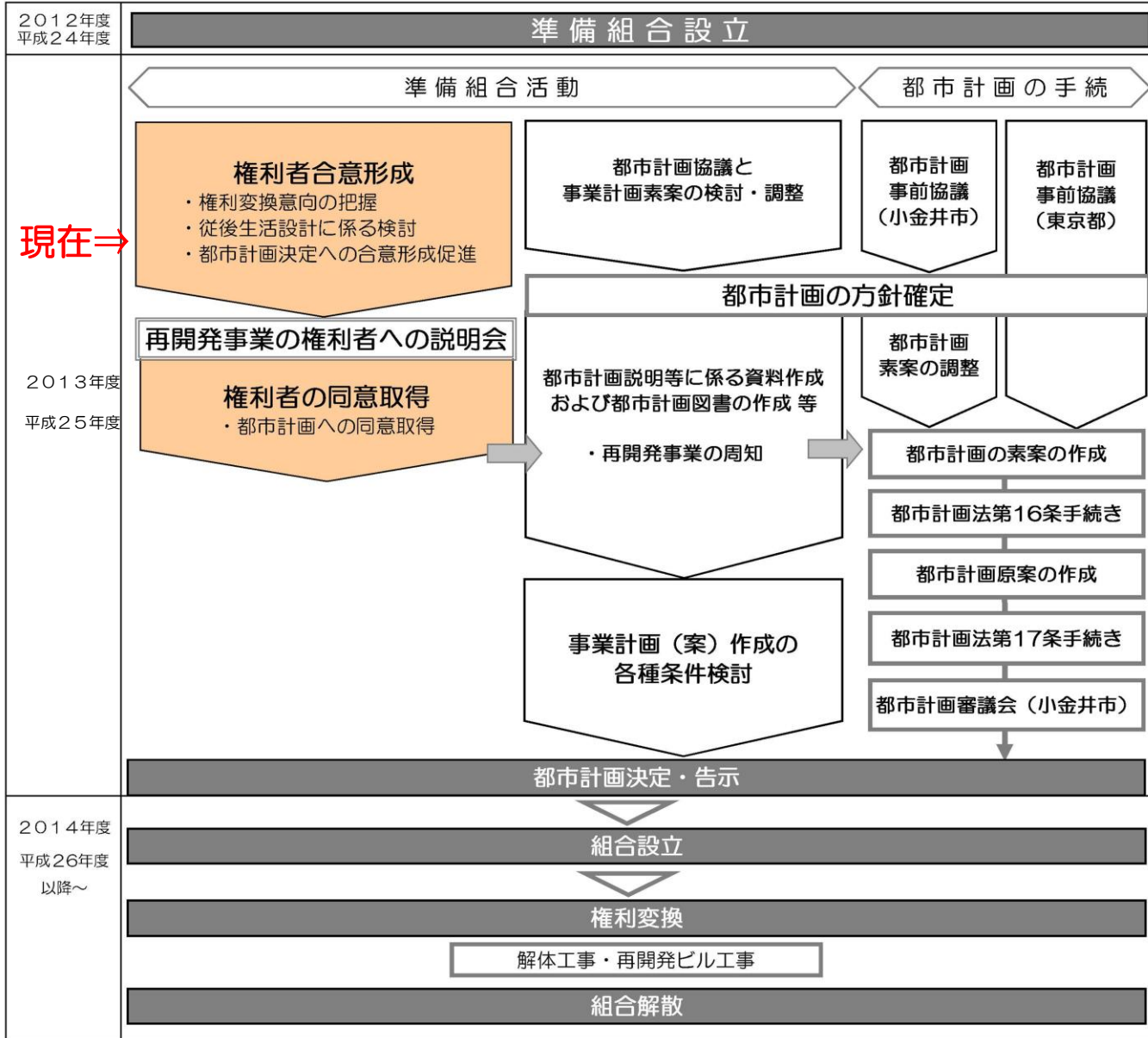
今後のスケジュール

(今後の関係機関との協議等により変更される可能性があります。)

現時点における今後のスケジュールを以下のように設定しております。

今年度は都市計画決定に向けて、都市計画手続きに関する事業計画素案の調整および各種調整、行政機関との協議、皆さまの都市計画への同意取得等を行います。

本事業の着実な推進のため、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。



**引き続き加入届の提出をお待ちしております！
ご意見、ご相談がございましたら、お気軽にご連絡ください！**

編集発行 武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合

事務局 小金井市本町1丁目8番1号 日興パレス小金井 201
武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合事務所
(担当：稲邊、久保、新谷)

電話 042-316-4711 / FAX 042-316-4712

総合コーディネーター 東京都墨田区横網 2-10-12 AXSビル5階
株式会社佐藤総合計画 (担当：五十嵐・春日井)

電話 03-5611-7251

※8月13日(火)～8月15日(木)までお盆休みのため、事務所を閉めさせていただきます。お手数をお掛けしますが何卒よろしくお願い致します。